

# 馬込勘解由

幸田成友

日本に最初に來た英吉利人ウイリヤム・アダムス(三浦按針)の夫人は、馬込勘解由の娘であるといふことが、菅沼貞風氏の日本商業史明治二十五年刊に傳へられてから、その説が何に據つたかを研究せず、之に同する學者が日本にも外國にも澤山ある。考へて見れば甚だ危険なものだ。

自分は先日アダムスについて一夕の放送を試みた際、この條に及び、馬込勘解由は御傳馬年寄であるのみならず、大傳馬町壹丁目・同貳丁目・大傳馬鹽町・通旅籠町・伊勢町・堀留壹丁目・同貳丁目・都合七ヶ町を支配する名主で江戸屈指の一舊家である、定めし由緒書や系圖書の類があらうから、その方面から調べて見れば、果してアダムスの夫人が馬込氏の娘であるか、正否が分るであらう。馬込氏の子孫が今何處に居られるか、不明瞭なのが残念であると言つた。すると數日を経て無名氏から端書を以て中野の小川氏が馬込家の後裔を承知して居られることを示され、同氏の許に數回往復した後、遂に現在馬込氏の手許にある書類一切を借覽し得るに至つた。この段は無名氏と小川氏との御芳志に對し深く感謝の意を表する次第です。然しながらその書類は遺憾にも自分が兩手で携へ得る程の小風呂敷二包に過ぎない。御傳馬年寄としてまた名主として全盛を極めた當時の書類の九牛の一毛であらう。變革が舊物の破

壤を意味することがつく／＼感じられるのである。

## 馬込家の代々

借用した書類中には由緒書も系圖書も無い。

〔一〕 過去帳 折本一帖

〔二〕 代々判鑑 横本一冊

〔三〕 大傳馬町二丁目廿八番、廿九番地主・地借・店借戸籍簿控 明治九年一月 半紙假綴本 一冊  
等によつてその歴代を知り得たのである。過去帳は六代興承が寶曆十三年十一月に書寫したものを、九代惟賢が文化四年八月に再寫したもので、その顛末は同書の首尾にある兩名の識語によつて明瞭である。この帖は左方に焼痕があり、戒名にかゝつてゐる所もあるが、その分は新しい紙片に寫直して挿んであるので通讀に差支は無い。

馬込氏はもと伊東氏で遠州馬込村の出身だといふ。馬込家の通稱は三代以後十一代に至るまで、代々(十代を除く)勘解由であるが、初代は嘗て平左衛門と稱し、九代惟賢は平八、また十代惟徳は平八郎とのみ稱した。主人になると勘解由、部屋住の中は平八と稱したのであらう。實名は初代二代とも不明、従つて法名によつて初代を宗仲居士、二代を宗圓居士といふより外に仕方がない。夫人の名も初代二代は不明だから法號によつた。

菩提寺は増上寺で、初代宗仲居士の遺骸はこれを同寺龍口芝崎村の境内に葬つた所、その後増上寺の開山の弟子が

一全可書焉 但新皇  
 大書來未面議會計而  
 厚世法成則皇恩奉于若  
 若若奉誠奉其忠之貴名  
 漢形相皇恩奉其忠  
 瑞者身身身身身身身身  
 瑞者如儀一瑞者如儀  
 厚格令儀滿殿奉其忠  
 備斯更之水未賦佳名其  
 美儀方儀若儀奉其忠  
 生身身身身身身身身身  
 誠言身身身身身身身身  
 改未儀備用改其忠  
 遺儀儀儀儀儀儀儀儀  
 身身身身身身身身身  
 事之可相變也身身

謹書

全書身身身身身身身身  
 全書身身身身身身身身  
 全書身身身身身身身身  
 全書身身身身身身身身  
 全書身身身身身身身身  
 全書身身身身身身身身

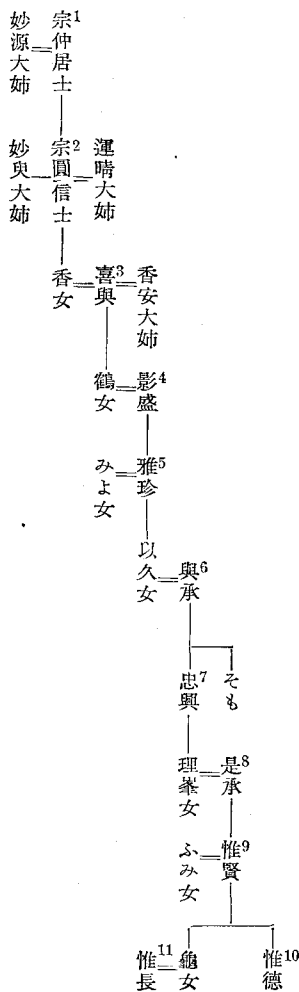
事之可相變也身身  
 時相變也身身身身身身  
 未未未未未未未未未未  
 訂也身身身身身身身身  
 句論其理身身身身身身  
 身用其身身身身身身身  
 之儀身身身身身身身身  
 下其身身身身身身身身  
 限其身身身身身身身身  
 藝身身身身身身身身  
 馬身身身身身身身身  
 和通相變也身身  
 國身身身身身身身身

淺草新地に善徳寺を建立したため、その方の檀家になつた。但し初代送葬の年號も改葬の始末も不明だと六代興承が過去帳の巻首に記してゐる。歿した月日が九月二十七日と明白に分つてゐながら、その歿年が不明なのは如何にも不審ですが、今更これを解く鍵はありません。

代々判鑑は同家歴代の人名の下に、その人の實印を捺したものであるが、それが三代の喜與から始まつて、やはり初代二代が缺けて居る。さうしてその理由として、初代二代は「印鑑焼失實名共々不分明仍不記、三代目馬込勘解由喜代が記傳者也」とある。二代宗圓居士の歿した數年後に名高い明曆の大火がある。その大火災に類焼して初代二代の遺書遺物は一切烏有に歸したのでは有るまいか。

馬込氏は何時遠州を去つて江戸に來たか。過去帳には、天正十八年家康に従つて江戸に來たといひながら、直ぐその後には元和元年大阪から凱陣の家康を遠州濱松に迎へ、馬込姓を賜はり、屬從して江戸に入り、御傳馬役を勤めたといひ、如何にも記事が混雜してゐる。代々判鑑に「從御入國御傳馬役名主役共々無懈怠相勤、喜與迄三代」とある方が簡潔で條理が通つてゐる。

過去帳の性質上法號と歿日とは明記されてゐる。俗名の併記されて居る場合は少からずあつても、生年月また家督相續の年月の記載されて居る場合は絶無といつてよい。稀に享年が記載されて居る場合に、生年を逆算し得るだけだ。前掲「一」・「二」・「三」によつて左に系圖と略譜とを作つて見たが、不充分の點が甚だ多い。系圖中——は血統を示し、＝は結婚を示す。馬込家十一代中三・四・六・八・一一の五代は養子である。封建時代に於いては、武士といはず町人といはず、養子によつて漸く家名を維持したといふ自分の意見は、こゝに一例を増した譯である。



1 宗仲居士、通稱平左衛門、名不明、□□年九月廿七日歿

妙源大姉、名不明、寛永十一年七月廿日歿

2 宗圓信士、通稱名共不明、慶安二年九月廿九日歿

妙輿大姉、名不明、寛永十三年四月二日歿

運晴大姉、名不明、松平縫殿頭女、宗圓信士後妻、明曆二年三月晦日歿

3 喜輿、松平縫殿頭末子、通稱勘解由、正徳五年四月四日歿

香女、宗圓女、慶安四年三月晦日歿（香女慶安四年に歿し、喜輿正徳五年に歿したりとせば、相距る六十五年なり、甚だ

異例といふべし）

香安大姉、佐久間善八女、喜輿後妻、元祿八年七月六日歿

4 影盛、遠州人、安間氏、通稱勘解由、正徳二年六月十九日歿、（代々判鑑に淺羽影盛の二印影あり、遠州淺羽の人か）

つる女、喜輿女、享保四年正月二日歿

- 5 雅珍、影盛長男、通稱勘解由、寛保二年四月廿九日歿  
みよ女、日本橋西河岸町藏田七郎右衛門養女、寛延三年十一月十八日歿
- 6 興承、武州千住在佐野新田佐野勘藏猶子、通稱勘解由、初名春亭、明和九年九月廿七日歿  
以久女、雅珍長女、安永三年十月五日歿
- 7 忠興、興承男、通稱勘解由、寛政十年八月八日歿、享年六十六歲
- 8 是承、矢野大藏男、通稱勘解由、文政三年六月二日歿、享年六十七歲  
理峯<sup>リホ</sup>女、忠興長女、文化三年十月廿四日歿、享年四十七歲
- 9 惟賢、是承長男、通稱平八、又勘解由、天保二年九月二十日歿、享年五十五歲  
ふみ女、武州小針村田島某嫡女、嘉永三年八月廿三日歿、享年六十九歲
- 10 惟徳、惟賢長男、通稱平八郎、天保十一年四月十日歿、享年三十三歲
- 11 惟長、幕府代官手附浦島清五郎二男、通稱勘解由、後彦一郎、初名格、明治六年改惟長、文化十一年九月十九日生、明治十七年八月八日歿、享年七十歲  
龜女、惟賢末女、幼名鶴、文化十一年十一月十四日生、明治十三年九月十八日歿、享年六十六歲

## 屋敷と召仕

天保十三年七月町奉行所は江戸町中の地主・家主・名主に地代店賃の引下方を命じ、且つその結果を報告せしめた。その報告の控と認める横帳がある。書名が無いから假に

〔四〕地代店賃引下方申上帳 雁皮紙半截假綴横本一冊

といはう。その一節によつて馬込の家屋敷の位置や坪数が判明する。

\* 當町馬込勘解由所持地面家主三五郎

一大傳馬町貳丁目北側西横町北角の三軒目

但 表京間貳間半  
裏行町並

坪數四拾九坪壹合餘

沽券金貳百兩 寛保三亥年十一月十七日買求

一同所續四軒目新道角

表京間九間

裏巾八間

坪數百八拾四坪餘

裏行北之方拾九間半壹尺貳寸

南之方拾九間半貳尺八寸

沽券金千五百兩 但草創地面ニ多沽券狀無之、寛保度  
沽券繪圖面平均沽券高ニ多申上ハ、

去々子年壹ケ年

右上リ高

地代銀貳貫七百三拾壹匁四分壹厘 但表坪三匁七分五リ  
裏坪貳匁五分

此金四拾五兩貳分銀壹匁四分壹厘

内町入用御傳馬入用七分積金家守給共

金四拾八兩三分銀七匁貳分貳厘

差引持出し

金三兩銀五匁六分壹厘貳毛

右地面之内御傳馬御用取扱所并地主住居百六拾貳坪有之いこ付、上り高相除申い。

大傳馬町にある馬込家の所有地面は二口で、一つは寛保三年二月に二百兩で買入れた分、他の一つは草創地面即ち江戸草創の際に下付せられた地面で、沽券状がないとあるから、これが本來の馬込屋敷で、百八十四坪の敷地に百六十二坪の建築物があり、それが馬込家の住宅で、同時に御傳馬御用取扱所であつた。名主の事務も勿論此所で取扱つた。名主として彼は所謂草分名主くわわけに伍し、名主中第一流に居たのである。

\*この家屋敷については〔五〕沽券状が存してゐる。寛保三年二月十七日付で、賣主は新見通益、買主はおそもといふ女名前前で、その屋敷が〔イ〕寛政二年九月廿六日おそもを「祖伯母」とせる馬込平八に、〔ロ〕天保三年五月廿八日「平八事孫三」を祖父とせる馬込平八に、〔ハ〕明治四年十一月廿六日平八を養父とせる馬込彦一郎に譲られたことが書繼がれてゐる。おそもは六代興承の長女と過去帳に出てゐるが、彦一郎の名は過去帳は勿論代々判鑑にも見えぬ。然しその名は〔二〕に御傳馬役勘解由事改馬込彦一郎とあるから、十一代惟長が一時彦一郎と稱したと見るべきである。惟長の養父は十代の惟徳、惟徳の祖父は八代是承で、是承の伯母がおそもである。但し「祖伯母」の三字を單に伯母と解してよきか。從祖母オホツバ即ち祖父の姉妹を意味するのでは無からうか。その段が疑問です。

明治四年大區小區の區劃が出来てから、馬込屋敷は第一大區十四小區大傳馬二丁目西横町廿八番地同廿九番地となつた。

〔六〕一紙沽券状下付願 明治五年三月 假綴二枚

馬込勘解由 (幸田)



第壹大區拾四小區

大傳馬町貳丁目西横町貳拾八番地

表間口貳間四尺貳寸五分

奥行 貳拾壹間四尺

此坪數五拾八坪六合七夕三才

從前沽券金貳百兩改百五十兩

同所續貳拾九番地

表間口九間四尺五寸

裏行 北之方貳拾壹間三尺五寸五分  
南之方貳拾壹間壹尺九寸五分

裏巾 八間四尺

此坪百九拾七坪壹合七夕四才

古來々所持仕、沽券狀無御座い。此度改六百五拾兩。

右貳ヶ所合併

改八百兩

右之通一紙沽券狀御渡奉願上い。以上。

壬申二月

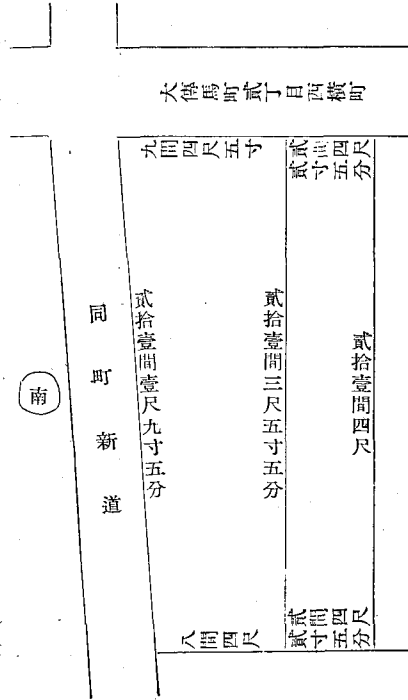
第壹大區拾四小區

大傳馬町貳丁目貳拾八番地主

馬込彦一郎

戸長

竹口庄右衛門



この書類を〔四〕と比較して間数及び坪数において相違のあるのは舊幕時代は六尺五寸を一間とする京間を用ひ、明治時代は六尺を一間とする田舎間を用ひたからである。但し本文廿九番地の裏行北の方及び南の方の數字は〔四〕と相反してゐる。

馬込家は明治十四年この地を清水某に賣却した。當時の計算によると、二十八番地は五十五坪、一坪五圓十九錢、

二十九番地は二百六十一坪七合六勺、一坪六圓四十五錢、合計三百十六坪七合六勺、千九百五圓五十二錢六厘となつてゐる。土地が不正の多邊形をしてゐたため實測の結果此の如く坪數の異同を生じたのであらう。○この一節は宮崎進名主及び御傳馬年寄の公務を奉ずるために、馬込家にはどれだけの使用人がゐたか。

〔七〕御申合え覺 假綴二枚

これは同家に結婚があつた時、結納から里開に至るまでの次第を書いたもので、その最後に「召仕え者人數、手代三人・同見習壹人・御傳馬手代三人・小供壹人・男貳人・女三人・御傳馬定抱人足十人・四ッ谷下名主貳人」とある。こゝに小供とあるは小僧、男とあるは下男、女とあるは下女に相違ないから、それを除外した殘餘の人々が公務従業員である。その中四ッ谷下名主二人とあるのは四ッ谷傳馬町一丁目の高島孫右衛門・鹽崎茂八郎兩名を指す。所謂御傳馬金を出す四ッ谷傳馬町一丁目外六町の名主は表面馬込勘解由で、その指圖を受けて下名主兩名で支配したものと思はれる。但しこの書類が何年のものであるかは明白には答へられないが、覺書中親類といふ肩書の下に松平下總守家來田嶋新六外二名の名がある。九代惟賢の妻は武州小針村田島某の嫡女と過去張に見えるから、或は同女が嫁入りした時の書物では無からうか。もし然りとせば亨和前後のものとして見て差支なからう。〔三〕によると明治九年同家には召仕として男二人女三人がゐた。

御傳馬年寄

馬込家の書類に市制に關する分及び傳馬に關する分のあることは當然ながら、時には双方を一緒に書込んだ帳面もある。

〔八〕 諸案文 寛政二年 半紙本一冊

がその適例だ。これは多年使用せられたものと見え、紙も疲れ、表紙も破れ、辛うじて諸案文といふ表題とその右肩の寛政二成の四字を讀み得るばかりです。本書の内容は（一）家屋鋪賣券狀并手形買主證文之事、（二）同家質證文并手形沽券預封家守證文之事、（三）家質講證文預手形之事、（四）讓請證文并親類加判沽券繼印之事、（五）支配方書上之事、（六）御傳馬方、（七）支配方雜之分、（八）書翰并返書、（九）御檢使願之事、（十）御普請方一件、（十一）火消御褒美之事、（十二）御評定所掛り之事の十二項目をたて、それに關する種々の文案、時としては實例を擧げたもので、寛政二年以後の追加も可成多い。

〔九〕 舊記 半紙本七冊

諸文案が使ひ古した寫本であるに反し、新しい寫本で而も全然同一體裁に製本せられたものが七冊ある。書名も無ければ卷數も無い。繙讀して行く中に舊記三及び舊記七とある題簽が出た。冊數が合ふ故完本かと思つたが、内容を檢すると六冊は市制に關するもの、一冊は御傳馬方に關するもので、その後の分の表紙裏から「舊記壹より五迄此分賃拂濟」「御傳馬方書拔帳五冊之内」とある二紙片が出た。御傳馬方書拔帳は舊記の中に含まれるものか、含まれざるものか、疑は決し難い。若し兩者別々とせば、前者は五冊の中一冊を、後者は七冊若しくはそれ以上の中六冊を存するものといへよう。

名主は江戸市中に二百數十名ある。名主關係の書類は馬込家以外に見得る望があるが、御傳馬役を勤めるのは、馬込家の外に、南傳馬町一丁目の名主吉澤主計・同二丁目の名主高野新右衛門・同三丁目の名主小宮善右衛門があるばかりだ。従つて自分は馬込家の書類中、此の方面に關する史料に多大の希望を掛けてゐたのだが、生憎それに関する分は極めて少い。御傳馬方書拔帳は、不幸にして缺本であり、諸案文に載する所の文案も限りがある。それ比べて、最も簡短に御傳馬役の如何なるものであるかを説明したは、半切紙に記した左の一文で、差出人は馬込勘解由、宛名は樽吉五郎、日附は寅十一月十六日とある。吉五郎は町年寄の一人で、文化十三年に家を嗣いでゐるから、寅は文政元年寅年か或は天保元年寅年であらう。次いでこの書面は南北隱密廻りの依頼により、神田小川の兩名に差出したとあるが、天保二年刊行の萬世江戸町鑑を見ると、南組の同心に小川平兵衛、北組の同心に神田造酒右衛門の名が見えるから、これは天保元年寅年の書面と見るのが宜からう。朱書に「三通之内」とあるから、別に二通の書面が無くてはならぬ譯だが、今その一通のみを存する。それは勘解由が御肴納屋取締役を命ぜられたを辭退する書面で、本書同様寅十一月十六日呈出、二十三日「願之通御免」とあります。

〔107〕

(端裏書)

(朱書)

「南北隱密廻り方々も御傳馬役勤方御内尋こ付此書付之通相認神田造酒右衛門殿小川平兵衛殿に差出ス」

御傳馬役勤方御尋こ付申上ひ書付

(朱書)

「三通之内」

扣

寅十一月

馬込勘解由

十六日

樽吉五郎殿の出ス

一京 都 一太 坂 一勢州山田 一駿 府 一相州浦賀 一日 光 一松 前  
 一佐 州 一甲 府

其外諸國の御奉書之節

是之御狀箱の御老中様御判之御證文御添、晝夜何時之不限御差立御用之御座也。尤京都之御儀之御進献御品、其外官方様之被爲遣御荷造物多分之御座也。且京大坂御用之儀之、時之御急ぎ之向有之、御日限御刻附等御證文御文言之御斷御座也。

右之御城之御徒目付衆御小人目付衆差添、右御狀箱并御證文御用物等御渡之相成、奉請取、品川・千住・板橋・内藤新宿四ヶ所之御差立御用、毎月朔日之十五日迄私當番之奉相勤也。

但御三家様方御在國御奉書之節、右御館之罷出、御差立御用奉相勤也。尤御用番御老中様御證文御添御座也。國持御大名様方御拜領物御尋御奉書之節、御老中様御證文御添、御差立御用相勤也。

一京都御用 一御鷹御用 一日光御門跡 一傳奏御用 一御勘定方

其外六十口余

馬込勘解由(幸田)

是を御朱印宿次御證文を以、御差立御用ニ御座い。

右之毎月朔日ハ十五日迄私當番ニテ、右御用其向ニ寄り、品川・千住・板橋・内藤新宿四ヶ所ハ御差立御用奉相勤い。

一諸國御番衆 一御勘定方 一諸國御代官 一御普請役

其外諸向御役人方百貳十口余

右之御用向ニテ御出立之節、先格を以御斷次第、毎月十六日ハ晦日迄、私當番ニテ賃傳馬御用相勤申い。

一道中御傳馬役之儀ニ、諸國ハ之御用晝夜ニ不限相勤いニ付、寛文八申年七月晦日町御奉行渡邊大隅守様御懸りニテ、道中御傳馬役之者共ニ、代ニ御役儀相勤、諸國迄之御用晝夜骨折相勤いニ付、御老中様方ハ被仰上い上、刀御免許被成下、其上惣領迄之刀御免許被成下い旨被仰渡、嶋田出雲守様ハ相廻り御帳附い旨、右被仰渡等委細書留旧記所持仕罷在、只今以御用之節ニ勿論、旅行非常之砌ニ帶刀仕い、乍恐

奉蒙御恩代ニ相續仕、微賤之身分ニ御座い得共、御役儀奉相勤い段、誠ニ以冥加至極難有仕合奉存い、以上。

寅十一月

道中傳馬役

馬込 勘解由

これによつて馬込家の仕事が(一)京都大阪……其外諸國へ御奉書(御狀箱ともいふ)を傳送し、(二)京都御用御鷹御用……其外六十口餘の御朱印人馬(三)諸國御番衆御勘定方……其外諸向御役人方百二十口餘の賃傳馬を差出すにあることを知つた。執務期限からいつて(一)(二)を毎月上半季に、(三)を下半季に取扱ふとすれば、それと反對

に(一)(二)を毎月下半季に、(三)を上半季に取扱ふ者が無くてはならぬ。それは前文に擧げた吉澤主計・高野新右衛門・小宮善右衛門の三人が交々勤めたのであるが、吉澤の氏名は安永六年の證文にあつて文化四年の萬世江戸町鑑に見えぬから、その間に家が絶えたものと見える。

道中御傳馬役

朔日夕十五日迄御朱印御證文御傳馬役、十六日夕晦日迄賃傳馬役

道中御傳馬役

朔日夕十五日迄賃傳馬役、十六日夕晦日迄御朱印御證文御傳馬役

(三)の賃傳馬は規定の賃錢を領收するが、(一)(二)は無賃である。

御傳馬方の仕事が何時まで續いたか。明治元年官軍入府以來、舊傳馬方一同勉勵して御用を奉じたことが左の願書控で知られる。

〔一一〕願書控 明治三年九月 一通

(朱書)

〔午九月廿三日

大橋愼三殿に差出

同九月廿五日宮内

大丞殿にも差出〕

御傳馬役

勘解由事改

馬込彦一郎

大てんま丁二丁め  
馬込 平 八

小宮善右衛門

高野新右衛門

(文化四年刊萬世江戸町鑑上卷)



高野新右衛門

小宮善右衛門

東京御傳馬役

宮邊五郎三郎

此者儀も東京内限り之人足御用相勤申ひ

右者儀「去々」(朱書)辰年中、海陸御先鋒様

大總督宮様御打入之節、夫々御陣所の日々昼夜共相詰、御凱陣迄早速追外人足大御用勉勵、別有右者共之内彦一  
郎儀重立出精相勤ひ者之御座ひ、乍恐東京御開前々御軍事之付出精相勤ひ者共ニ御座ひ間、「何卒」(朱書)後年規模相残り  
の様之御沙汰被成下度、偏奉歎願ひ。以上。

午九月

御傳馬方の御用を勤めるため馬込家の當主と惣領とは帶刀の特權を有した。尙

〔一二〕慶應四年四月十日申渡 半紙假綴二枚

によると勸解由は日本橋村松町の名主村松源六、神田新革屋町の名主木村定次郎と共に「孫代迄苗字、其身一代帶刀御免、勤中地割役格被仰付」の特典を與へられたが、これは名主として精勤したためである。

實際の收入としては、第一に御繼飛脚御扶持方がある。一年十二石三斗六升で、これに對し、馬込・吉澤・高野・小宮連名の請取證文數通が〔九〕に見える。この御扶持米は大傳馬町と南傳馬町とで二分した。

第二は四谷御傳馬金と稱するもので、天保十一年七月から慶應三年十二月までの

〔一三〕四谷御傳馬金請取帳 從天保十一年七月 横帳 一冊

によると、毎年七月に七十四兩一分と銀三匁、十二月に七十五兩銀六匁を馬込家へ請取つてゐる。前者の内譯は

六兩壹分と銀六匁 四谷傳馬町壹丁目

拾二兩三分と銀三匁 同 貳丁目

拾貳兩三分 同 三丁目

九兩貳分と銀六匁 四谷鹽町壹丁目

拾三兩と銀拾貳匁 同 貳丁目

拾三兩貳分と銀六匁 同 三丁目

六兩 四谷傳馬町新一丁目

〆七拾四兩壹分と銀三匁

十二月には四谷傳馬町二丁目から別に金三分と銀三匁を上納するので、七拾五兩と銀六匁となるのですが、どうしてこの別口の上納が生じたか、そこ迄は分り兼ねます。

御傳馬方の助成として四谷に土地を下された。その土地を貸付け、地代金を徴収して運轉流用したことから、四谷御傳馬金といふ名稱が生れたと考へる。傳馬町といひ、鹽町といひ、日本橋にある町名と同じものが四谷にあるのはこの所以です。

第三は馬込家に書狀荷物を依頼する諸家からの附届で、左に〔八〕によりその請取證の一例を示す。その總額を知る由もないが、第一第二の公然の收入より却て多かつたらう。また馬込の支配する町々は、富商家の多い土地柄故、

名主としての役得も巨額に達したらう。従つて次項に記す如く、同家は宇都宮藩に八萬兩の大金を用立てる程、それ程富を積んだのです。

覺

(朱書)

「銀座」

一白銀

壹枚

一御手紙

壹封

右者八朔爲は祝儀勘解由に被饋下ひ處他出仕ひに付罷歸り次第可申聞ひ。爲念如斯御座ひ。以上

年暮

何月何日

馬込勘解由

代誰印

御使 衆

### 宇都宮藩へ調達金

宇都宮城主戸田家に對する貸金は寛政年中から始まつたといふ。その後どういふ貸附や返済があつたか不明である。證文として現存するものは元治元年九月附で五百兩の證文一通、三百兩の證文二通、同十二月附で五百兩の證文一通あるのみ。利子は二十五兩一分即ち一割二分で、前三者は同年十二月限、後者は十二月廿日限に返済すると約束して

ある。別に一通、慶應元年丑年十一月附、川村傳左衛門馬込勘解由兩名宛で金高は千兩、「御所替一條ニ付周旋方入用」とあるから、これは宇都宮藩が奥州棚倉へ所替の沙汰のあつた時の運動費に借用したもので、請取證文の姿になつてゐる。利率も返済期限も明記してない。但し證文面に斜線が左右から引かれて居り、且つ川村傳左衛門の氏名に線が引いてあるから、無効の證文、即ち返却済と思はれる。川村は御勘定所の御用達として江戸有数の豪家です。この外にも貸金や利足の延滞があつたと見え、慶應三年十二月に至り、それらを一括して六萬貳千六百四拾貳兩の證文一通を、戸田家の金奉行元へ連署で差入れ、明年米七千俵を江戸表で支拂ふべしと約束した。

〔一四〕慶應三年十二月借用證文 一通

借用申金子之事

一金六万貳千六百四拾貳兩(朱印)  
(黒印)

右者土佐守先代追々借用之金子返済殘之分、領知宇都宮領來辰物成米七千俵於江戸表可相渡極ニ勿、借用申處實正也。如何様之故障有之共、無相違右七千俵可相渡。尤金子ニ相渡候ハ、江戸相場ヲ以勘定差引可申。爲後日仍如件。

慶應三卯年十二月

戸田土佐守内  
金奉行

平山五左衛門(黒印)

同  
星野誠太郎

同  
磯野敬藏

元ノ  
山田彦助〇  
同  
森安子之助〇  
同  
星野堅藏〇  
同  
和仁介三〇

馬込勘解由殿

右之通相違無之候。以上。

家老

恒川七右衛門〇

字都宮藩は筑波山事件の時、幕府の命を請はずして兵を還したといふ點から嚴譴を受け、八萬石の領土の中二萬石を削られ領地替を命ぜられた。引續き戊辰の役には賊軍に襲はれて城下を焼かれたり、窮乏を忍んで會津に出征したり、散々苦しい目に會つた。従つて藩は舊債を返済する所か追借また追借で、明治二年十二月にはそれ等を一括して壹萬五千兩一割五分利の借用證文に改め、明年から毎年米四百七拾石五七拾四石を國許において支拂ふべしと約束するに至つた。さうしてその文面が驚くべき程鄭重で、決して普通の貸借を以て目すべきものでないのを見れば、如何に同藩が財政上の困難に陥つてゐたかを推量するに足るといはざるを得ぬ。

(一五) 明治二年十二月借用證文寫 一通

(朱書)

〔壬申三月廿二日大藏省に差出し調書内譯之元證書寫〕

證文之事

一金壹万五千兩也 但百兩ニ付壹ヶ月  
銀七拾五匁宛之利

此濟方年ニ皆濟迄左之通

米糶可相渡約定

米四百七拾石

糶五百七拾四石

右之昨辰年春中ノ追ニ前書之金子借用致ハ處相違無御座ハ、勿論昨年中之藩内入用差湊、紙上ニ難盡差支之場合、  
金米御盡力ヲ以萬端都合能、然ル上之期限無遲滯返濟可致筈之處、何分一時不行屆事情被成御汲察、當借口ニ合併、  
前書金高ニ取結、來午年ノ皆濟迄、年ニ收納之節ニ至リ、於國許書面之通米糶無相違相渡可申御約定致ハ處、相違  
無御座ハ。尤御互ニ實意ヲ旨とし取極致ハ儀ニ付、凶年之格別、大概之違作ニ之ヲ減石決テ御頼申間敷ハ。爲後證  
仍如件。

明治二己年十二月

宇都宮

會計

森 安 七 平

同

矢 島 彌 六

馬込勸解由殿

前書取極之趣相違無聊違約致間敷ハ也。

大參事

戶 田 三 郎

權大參事 恒川 七郎

同 岡田 眞吾

翌三年十二月馬込は若干の米を請取り、それを賣拂つて歸府しようとする、是非藩で入用だから貸してくれと依頼され、右代金二千二百四十兩三分をその儘貸付け、次の證文を請取つた。さうしてその米は〔一二二〕の貸附金の一部であると馬込家の申立にありますが、第一米高も分からず、甚だ明瞭を缺いてゐます。

〔一六〕 明治三年十二月借用證文 一通

借用申金子之事

金貳千貳百四十兩三分〇(黒印)

右者會計就要用借用申處實正也。返濟之儀者當午十二月晦日限無相違返辨可申候。爲後證仍如件。

明治三庚午十二月

宇都宮縣 會計掛

廣田 少 屬(黒印)

梅村 權大屬〇

馬込彦一郎殿

右之通相違無之候也

恒川 權大參事〇

尙この際宇都宮藩では馬込に對する「新古借財をト束ニ致し」左の證文を與へた。

〔一七〕明治三年十二月借用證文

一通

證書

(朱割印)  
一金八万七百九拾兩 但無利足

右者年來當藩會計向厚世話被致、別々辰年中者若松表戰爭ニ付、莫太之入費差湊ハ折柄、貴殿融方厚盡力致レ被吳  
ハニ付、會計手支ニ茂不相成、諸事都合能、一藩大慶至極辱存ハ。今般藩政改革ニ付、諸向借財夫々永年賦仕法相  
立ハ處、貴殿方之儀者辰年中別々之尽力ニ付、何様ニ茂厚濟方可致處、諸方口々大借ニハ仕法不相立ハニ付、新古  
借財ト束ニ致シ、前書之金高改年賦借用致ハ處相違無之ハ。返済之儀者玄米三百貳拾三石壹斗六升ツ、當庚午  
年々皆濟迄、年々十二月無相違相渡可申ハ間、時相場ヲ以勘定相立可被申ハ。尤年來實效茂有之儀ニ付、改革行届  
ハ上者、猶増石濟方可致ハ。勿論此證書賦金皆濟迄永年相用ハ積ニ付、役々代リ等之砌々、證書之趣急度申送リ、  
相違無之様可致ハ。爲後證仍如件。

明治三庚午年十二月

宇都宮藩

須田大屬○ (黒印)

森安大屬○

馬込彦一郎殿

右之通相違無之ハ也、

岡田權大參事○

これによつて〔一四〕〔一五〕の證文ニ通は廢棄となつた。〔一四〕の本書は墨線によつて左右から斜に抹殺せられ、

馬込勸解由 (幸田)



〔一五〕は本書を存せない。然し兩者の金額六萬貳千六百四拾貳兩と壹萬五千兩とを合しても、本文八萬七百九拾兩と比べては三千百四拾八兩の不足を生ずる。この金額の説明について自分は少からず苦心した所、圖らずも明治十六年十二月附で馬込惟長から大藏省國債掛宛に差出した願書類〔二〇〕の末に綴込んである證文類寫に左の小紙片が貼付けてあるのを發見した。

宇都宮證書

金八萬七百九拾兩 證文 (朱印)

内

⑥六萬貳千六百五拾兩 (朱印)

内「貳千貳百四十兩三分」 (朱書)

但下ヶ紙を以午十二月受取り段申立居ひ

但寛政年中々調達

⑦壹萬五千兩 (朱印)

但辰年調達

⑧三千百四拾兩 (朱印) ○八兩の相違あり

但明治三年二月々八月迄調達

これによれば三千百四十八兩は明治三年に新に馬込家から調達せられた金額のやうに見えるが、半切紙に認めた

〔一八〕の勘定書によつて、その大部分が一萬五千兩の利足であり、新規の貸附金は二月の三百九十八兩、八月の五百兩二口に過ぎぬことを知つた。これから類推すると、六萬二千六百四十二兩及び一萬五千兩の二口にも貸附元金の外に少からず利金に加算せられて居るのではないか。

〔一八〕勘定書

一 壹万五千兩 百兩ニ付壹ケ月  
七十五匁ノ利

壹ケ月金百八拾兩貳分

一 壹ケ年閏月共金貳千四百三拾七兩貳分

内十二月分引

○ 殘貳千貳百五拾兩也

午年二月

○ 三百九拾八兩

午年八月

○ 五百兩

三口

○ 三千百四拾八兩

午二月

三百九十八兩

午五月

千五百兩

午八月

千貳百五十兩

三口

三千百四拾八兩

○は實際を示し、午二月三百九十八兩、午五月千五百兩、午八月千二百五十兩とあるは證文面の年月及び金額なるべし。

廢藩置縣は封建政治の根本的顛覆である。政府は諸藩收入の根源であつた土地を收めた代りに、諸藩の負債をも引請けざるを得ざるに至つた。是に於いてか政府は明治四年十一月布告第六百九號及び第六百十二號を以て、諸藩に債權を有する豪商大家をしてその金高・貸附の時日・返濟の期限・利子等を三十日以内に明細に届出でしめた。その節馬込家では「一七」「一六」兩通の書面寫に左の口上書

旧諸藩の金穀調達有之の、其時日并返濟之期限・利足等之約定、明細御尋御座い。私儀宇都宮藩之旧來金子調達致、別紙證書寫之通り、八万七百九拾兩壹口、貳千貳百四拾兩三分壹口、都合貳口、内貳千兩餘之方期限相滞罷在、入金等無之、則證書寫貳通相添、此段申上い。以上。

明治四辛未十二月

大傳馬町

馬込彦一郎

を添へて差出した。その控が

「一九」宇都宮藩の用立金取調書

辛未十二月申  
東京府に書上い寫

半紙假綴 表紙共五枚

として残つてゐる。

東京府は更に兩通の證書そのものゝ提出を求めたと見え「一七」の證文裏面の端に藩名・金高・馬込の氏名宿所を記した小紙片が貼付され、それに受附の朱印が捺してある。さうしてその裏書に

表金高之内辰年分

一金壹万五千圓也

同斷午年分

一金三千百四拾兩也

とあつて東京府検査濟の朱印が捺してある。要するに東京府及び最後の決定をした大藏省では表記の八萬七百九拾兩中、前記二口を明治以後の貸借にかゝるもの、換言すれば新公債に立つべきものと認定した。さうして何故〔一六〕が同様に認定せられなかつたかといへば、金高に三分といふ奇數のあるのは實際の貸借と思はれ無い、古い借金の利息を書換へたに過ぎなからう、といふ疑問があつたからである。結局舊宇都宮藩に對する貸金の中前掲の二口だけが利子と共に新公債を以て馬込家に渡された。尤も利子は證文面の如何にかゝはらず年四分とし、明治四年七月（七月は半月分）から十二月末日までの分を計算した。

馬込家は明治十六年に至り、八萬七百九十兩中、前記二口合計一萬八千四百四十兩を差引いた殘額と二千二百四十兩三分との償還を大藏省國債掛に出願しようとして東京府の添翰を求めた。その文左の如し。

〔二〇〕明治十六年十二月馬込惟長願書 本文赤罫紙假綴二枚

奉願候書付

先般諸藩負債御取調ノ際、宇都宮藩戸田忠友ハ自分ヨリ用達金八万七百九拾兩、外ニ貳千貳百四拾兩三分、右之内金壹万八千百四拾圓モ戊辰已來ノ用達タル事速ニ御調濟ニ相成、貳千貳百四拾兩三分ノ證書ハ、三分ト有之ハ端金ノ生シハ、書改メハ儀ニ乏無之哉ノ御不審御尋問ニ付、該證書成立ハ右様之譯ニ乏無之、右ハ明治三年ノ秋、該

藩の一時貸金ノ廉の對シ、玄米ニテ受取ひ際、該地ニテ賣拂、右金圓持歸リ可申折柄、頼談有之のニ者、該金圓用達吳ひ様被申聞ひニ付、其意ニ任セ、悉皆其儘貸付ひ事故、端金ヲ出シハ云々申上ひ處、尙被仰聞ひニモ、右之理由尋問等致シ、時日遅延相成ひ多ハ、既ニ調濟相成ひ壹万八千四百拾圓ノ公債證下附モ隨多延々相成、却多迷惑ニモ可有之段、厚キ御説諭モ有之のニ付、新公債ニ可相立貳千貳百四拾圓三分ト旧公債ニ可相立六萬貳千六百五拾圓ノ二口ハ跡廻シ可致段御答申上、是迄差控御沙汰奉待ひ儀ニ有之の。尤其砌受付印致シ置ひ間、後證ト心得可申段も被仰聞ひ。右之理由ニ付今一應御取調相願度則證書相添奉願ひ也。

明治十六年十二月

馬 込 惟 長

大藏省國債

御 掛 御 中

前書願書大藏省の捧呈仕度ひニ付、御添翰奉願ひ也。

明治十六年十二月

右  
馬 込 惟 長 印

東京府知事芳川顯正殿

この願書が果して提出されたか否かは不明であるが、假令提出されたとしても、明治八年十月布告第百五十九號に、舊諸藩へ調達金返戻追願は今後採用せずとあるによつて無効であつたらう。

## 曾我野藩へ調達金

曾我野藩は宇都宮藩の支流で、最初高德藩と稱し後に曾我野藩と稱した。幕末新規御取立の大名で、石高僅かに一萬石の小大名であるから、藩名は餘り知られてゐないだらう。然しその初代の藩主が戸田大和守忠至であると聞いたら、人々は彼が御歴代の山陵復古に盡瘁した精忠を追慕し、幕末において頗る希有と見るべき大名取立の所以を了解し、この一小藩に對して俄に尊敬の念を加へるであらう。

彼は戸田氏の血筋を引いてゐるが、幕府の與力木村某の養子となり、その後本藩の重臣間瀬家の後を承けて間瀬和三郎といつた。文久二年閏八月藩主戸田越前守忠恕幕府に上書して山陵修補のことをいひ、幕府之を容れて和三郎にその事務を管せしむとあるが、當時忠恕は十六七歳の少年であるから、個人的に獨立の意見を唱へたとは思はれない。和三郎の兼々懷抱せる意見が越前守の上書となり、今その意見を實施する機會に達したのである。

文久二年十月戸田和三郎（翌年正月任官して大和守といふ）は主人の名代として上京した。爾來如何に彼が工事の進捗について努力したかは、本篇においては省略に従ふが、大和守が第一に奔走したのは神武帝陵の御修復で、その成功の報あるや、朝廷の御満足一方ならず、將軍家茂の位を陞せて従一位に叙し、越前守を従四位下に叙し、また大和守を山陵奉行に任じ、萬石以上を以て待遇し、御劍一振を賜ふ旨御沙汰があつた。時に元治元年正月である。大和守は辭退の旨を申立てたが、朝命の通拜任せよとの將軍の命が老中酒井雅樂頭から傳へられた。

〔二一〕 戶田大和守へ御達書 元治元年正月廿九日  
同二月十日

二通

(端裏書)  
二月廿九日於

禁中御達

戶田大和守

山陵御修補之義、同性越前守爲代去成年以來令上京、

山陵探索方格別骨折、且

御陵地多年田畑人家等ニ相成居ハニ付テ者、頑固之民情篤と申諭方行届、就中

神武天皇

御陵者、二千有余年御荒蕪、殆可及廢絶之處、今般盛大御修補成功ニ至リ、

朝廷御追孝相立、幕府誠忠之規模後代残り儀、元來其方

公武御爲筋深相心掛ケル故、

山陵復古

御尊奉之御時節ニ至リハ段、

歡感不斜ハ、依之

御感賞可有之之處、御普請央之儀ニ付、先今般新ニ被

召出、永々

山陵奉行被

仰付、万石以上之列ニ御取扱被成下、以後年始御禮等之節、奉拜

龍顔様被

仰付、且爲御褒美

御劍一振賜之候、尙卒業之上御沙汰之等茂可有之候事、

(端裏書)

「二月十日二條 御城ニテ酒井雅樂頭殿御達」

戸田大和守

戸田大和守

山陵御修補之御用相勤、今般

神武天皇御陵御修補御成功ニ付、爲御賞

御劔拜領、永々

山陵奉行被

仰付、以後諸侯之列ニ御取扱被成下段、於

禁中被 仰出ニ付、御辭退申上度旨、達

馬込勘解由 (幸田)



御聽ひ處、尤之儀こそ得共、格別之

叡慮を以被

仰出ひ儀こ付、

朝命之通拜任可致旨、被

仰付之、

この二通は極めて謹嚴な筆蹟を以て奉書の半切紙に認められて居る。原本は大和守及びその子孫にとつて家寶とすべきもの故、それが馬込家にあらう筈はないが、原本を髣髴せしむるに足る寫が同家に存することは、大和守が殊恩に浴したその悅を勸解由に分たんとして送附したに違ひない。兩者の間に如何にしてかゝる緣故が結ばれたか。一方が戸田家の重臣であり、他方が多年戸田家のために米金を調達して居る富商であることを考慮せねばならぬ。

初め越前守が幕府に上つた建白書の別紙に、山陵修補の儀御發令と相成らば、自分は冥加としてこの御用を勤め、また御入用筋については幕府の散財とならざるやう、精々家來共に命じて工夫せしめよう。弊藩は勝手向不如意ではあるが、如何様とも力を盡くし、家中粥を啜つても修補成就仕るべしと言つてゐます。幕府の役人が出張しては萬事手重になり、御陵墓所在地の人民も彼是迷惑するから、自分の重臣を遣はし風雨寒暑を凌いで苦心奔走せしめようと、いふ越前守の意見で、従つて大和守が主人の代理として上京した時は「馬壹疋長持一棹の身上」であつた。

戸田家君臣の計畫及び奔走によつて經費は節約せられたであらうが、必要な經費は勿論支辨せねばならぬ。勝手元困窮を明言して憚らぬ戸田家にこれを支辨するだけの餘裕が有らうとは思へない。戸田家が京阪の豪商に談判して借

り得た金額が山陵修補の費用に振向けられたことは〔二三〕によつて明白である。馬込家に對してもこの件について貸借關係が結ばれたため、大和守は元治元年殊恩を拜するや、早速これを勘解由に通報したものと想像する。但しこの貸借關係を具體的に説明することは困難であるが、〔二〇〕の一節に知行の中から江戸表家臣の入費を引去り、殘額を馬込川村兩家で宜しく處分してくれるとあるので、大和守が兩家に債務を負うてゐたことだけは解ります。川村は川村傳左衛門のことです。

大和守は神武陵竣功の後引續いて五畿内丹州の諸山陵を修補し奉つた。朝廷では愈々御満足で秀忠・家光兩將軍に神號を許され、又戸田家君臣を優賞すべき旨を幕府に傳へられ、次いで越前守に鞘卷御劍壹振、大和守に鞍置馬一頭を賜はつた（慶應元年）。幕府は去年宇都宮藩が幕府の催促に應じて水戸領に出兵しながら命を待たずして兵を還したは不埒だといつて越前守に謹慎を命じ、封祿の中二萬石を削り、且つ領知替を命じて居る。そこへ朝廷から優賞を加へよといふ御沙汰があつたので幕府は藩主の謹慎を解き、また領地を舊に復した。してみれば大和守の山陵修補が本家の危難を救つたことになる。

慶應二年三月大和守は本家から一萬石の分知を受けた。これを受けるに當つて彼の心事を披瀝したのが次の手紙である。即ち彼は分知を受取るに當り、成るべく薄地即ち收入の少き地を請取り、本家の收入に減少を來たさざらんこと。それより生ずる收入中江戸表家臣の入費を引去り、殘額は馬込川村兩家にて處分せんこと。また薄地の村々といへども追々財政を恢復し、萬一の際本家の一助にもならんことを切に希望してゐる。本家に對する分家の態度のかくの如く殷勤親切なるは稀有とすべく坐に大和守の人と爲りが慕はれる。尙彼は同書狀において現在の窮境を語り、分

知とはなつたが、それは名目だけで本年收納期までは一粒一錢の收入も無い。その間の支給を本家より受くべきは當然であるが、本家の窮乏は周知のことでもそれも覺束ない。長州征討につき幕府が多額の用金を大阪市中の豪商に賦課したため、大阪方面の融通も確と止まつた。この上は病氣と稱して退職するか。何分御勘考を請ふとあります。馬込ならずとも餘財ある人この書狀を讀まば必ず財囊を開いて後授したであらう。

〔二二〕戸田大和守書狀 慶應二年五月十四日 一通

(端裏書)

五月十四日出六月六日着

六月九日返書上ル

馬込公

一 翰啓上、向暑之節御座ひ處、御揃益御勇健被成御座、珍重之御義奉存ひ。然て先般分知之付此度十間川へ爲禮、間瀬左近使者申付差出申ひ。爰元容子同人に御尋可被下。小子出府之義、長征一條も先ハ穩こ片付可申御模様、夫々近こ公方様上洛も相成ひ間、委細之譯御老中方へ篤と申上ひ有、直こ東行願差出可申と奉存ひ。左ひへて盆前後こ之無相違爰元出立可致ひ。左近之小生出府迄貴地實家へ差置、歸京之節召連ひ含御座ひ。

一分知こ付野州こ之を領地相渡しひ義と奉存、間、右等之用向地所渡しこ相成ひ節、請取人無之ひ有て差支こ付、吉田精一郎出府申付ひ。野州地所之可成文、薄地請取度、何卒本家之收納格別之減少こ不相成様仕度、吳も精一郎へ申付、又宇都宮役人方へを申遣ひへ共、尙宜敷御添心可被下。扱野州領地之義之當時爲差役人も無之、精一郎

外壹兩人位之下役を、諸事行届間敷、甚心配仕ひ。仍野州領知丈之義を貴公様と川村兩家へ御預け申度、收納其外共諸事宜敷奉頼ひ、何を野州の薄地之場をへて、三ッ成を收納有之間敷、二ッ五六分位之收納と奉存ひ。今般精一郎罷出、何郡何村請取可申、其上を凡收納何程ト申義取調、右之内を江戸家遣分其外入用之分引去り、餘を貴家川村之方へ差向ひ様を仕度、譬へ本田何程新田何程、右ヲ貴家ト川村へ半分ケを御預ケ申度と存候。勿論收納高米相場凡見込ヲ以、十二月中旬迄を爲替爲御登被下ひ様、惣勘定過不及を翌春四月頃迄を出來仕ひ様を仕度と奉存。委細精一郎へ申付ひ間、尙同人を御相談も可申、宜敷御賢考、跡を迄不都合不相成様仕度、何卒分知村をも行立、假令薄地之村方もも追立直り様仕度奉存ひ。右様之義相願、恐入ひへ共、年來之御懇意を任せ相願ひ。何分新家之義、家來も無之、又本家之家來も用立ひ分を皆當時用ひらまひ義、且一躰旧弊も有之、中を壹万石位之小家を、五萬石以上之大家之風押移りひあて、詰り困窮、終を勤も出來兼ひ様に至り可申、左ひへ忠孝之道ヲ失ひ、折角之分知、詮を無之様を相成可申、私愚存を何卒領知之人民家中迄取縮り能、可之非常凶年之備を出來、時を望み本家之一助を相成ひ様心掛ケ度心底ニ御座ひ。吳とも何分宜相願ひ。小子義此節迄を是非東行仕度奉存ひ處、何分其義出來兼ひ間、今般精一郎差下し申ひ。何を益前後迄を必東行仕、拜顔ニを諸事相願可申ひ。

一分知ニ付貳百人扶持も上り、此節を上下百五六十人之飯米買暮らしニ有之、其外家中宛行、山陵御用勤入用、悉皆他借ヲ以相凌、必至ト手段ヲ以取續キひ處、

御進發を付、五畿内一統多分之御用金被仰付ひ上、尙又今般大坂市中へ三百八十万兩御用金被仰出、仍之第一之銀

主共大數之金子調達仕(谷カ)付、相對借用之一切出來不仕、小子方も文久二年ノ手ヲ盡し上之義、大坂之融通礎と留りいふ、實ニ進退相止り、在京之上下當十月收納迄如何致シ相凌キ可申哉と、心配罷在い。此度分知こ之相成ひへ共、只名目而已ニ、當收納迄一粒一金も無之、只ニ當惑罷在い。其上去年中本家一條之節、格別之慈憐ヲ以用立吳い口ニ借用抔と、本家旧復又私分知ニ相成ひ上と、是非返濟不致いぬと義理も相立テ兼、實ニ相動居い義も出來兼い位之仕合コ付、病氣引こも可致哉とも存候位之次第ニ御座い。然ル上ハ當收納迄之處、本家之取賄コ付、本家へ継りいふ外無之いへ共、是以甚六ツケ敷様子コ有之、又貴公様川村こも定メぬ本家へ御出金も、格外ニ被成下い義と被存い間、何共豈言申上様も無之、誠ニ心配仕い。最早收納時迄五六ヶ月之間之義ニ御座いコ付、此凌方如何可致哉、篤と御相談申上い様、七右衛門方へ申遣、又精一郎へも申含メい。何卒一ト御工夫可被下。右様之義申上いも甚恐入いへ共、五ヶ年之在京實ニ大疲勞ニ御座い間、不得止申上い。不惡御汲取可被下。一浦嶋殿こも愈御安健ニ被成御勤、珍重奉存。御序ニ宜敷御傳言可被下。此度左近出府、幸便ニ付粗末之兩種差上申。御笑受可被下。右之用支而已申上度如斯御座。以上。

五月十四日 ○慶應  
二年

勘解由様

大 和 守

二白折角時候御厭被成い様奉存。本文之義何分宜敷相願い、巨細之義ニ無程出府之上可申上いへ共、先ハ大意申上。以上。

大和守は朝廷の御覺いよ／＼芽出度、禁裏御附頭取を兼任した。これは口向クチムキ即ち禁裏の勝手向の諸役人を統率する役で頗る多忙であるが、一方には武家傳奏を自分の詰所へ呼寄せ得る程勢力があつた。慶應二年十二月孝明天皇崩御ましましてより凡そ百日間、彼は朝卯刻頃より夜子刻過まで、寸時も休む暇なく御用件を處理し、件數凡そ一萬に及んだ。老牀にて「雨天の節歩行難義至極」といへる彼をして、かくまで活動せしめたはたゞ至誠の致す所に外ならぬ。而も財政上の不況は依然として彼の周圍を圍んだ。大和守の領地は下野に四千石餘河内に五千石ある。大和守は前者の實收入千石餘の内五百石を本家の借金に振向け、京阪地方に於ける本家及び自分の借金を一切自分の負擔とし、これに殘餘の五百石を振向け、自身は河洲五千石の收納で生活する覺悟だ。これを五六六年繼續したら借金も整理が出来やう。「當時居屋敷も無之……何壹ツ道具も無之、浮浪同様の大名ニ御座い。御一笑可被下い」とある次の書狀は涙なしには讀みかねる。

〔二三〕 戸田大和守書狀 慶應三年三月廿九日 一通

〔端裏書〕  
〔書カ〕  
〔五月朔日附ニ多御返□□〕

馬込公 「三月廿九日出  
四月廿七日着」

一 翰呈上、追と薄暑之節御座いへ共、御揃被成、益御勇健被成御座、珍重之御義奉存い。然る旧冬以來當所御凶事混雜ニ多、晝夜寸暇無之、乍存大御無沙汰仕い、御免可被下い。扱從 貴地之度と御狀被下、殊ニ何寄調法之御品と御惠投被下、毎々御懇情之至難有、其時と染と御禮も不申上いへ共、一統難有存居申い。繪卷紙并狀袋等と

准后様に献上仕ひ處、見事之品を殊之外御歡ひ被成ひ。海苔之澤山ニ被下ひ故、官家方諸方へ配分、何事も大歡御座ひ。御蔭こそ珍敷品諸方へ配分、大悅至極こそ奉存ひ。御禮之中と筆こそ難盡ひ。

一 今般木村喜太郎外壹人上京こそ、貴地之模様も篤と承り、大悅奉存ひ、就中本家勝手向之義追と仕方も相立チひ由、畢竟こそ貴公御盡力御心添被下ひ故之義と難有奉存ひ、於小生も先と安心仕ひ、且

山陵御營造中之京坂借用之分、昨年中本家と拙家と持分振分ケひ處、追々本家之勝手向金三郎杯承りひへて、連も振分ケ通本家を爲登金出來間敷、左ひ迎本家之義こそ付、強も申談ひも、詰り難澁ニ相成ひもて、不本意之次第こそ有之、どよ／＼迄も本末共行立ひ様不致ひもて、

先祖に對し不相濟義こそ付、拙家こそ上下共壹萬石之心持ヲ相止メ、河州五千石之高と當分之内相心得、野州收納千石餘之處、五百石ヲ本家之借用こそ振向ケ、京坂本家借用分拙方こそ不殘引請、銀主方へて右五百石ヲ年々振向返辨可致と致覺悟、木村喜太郎外壹人着以前こそ治定致し置、右兩人着之夜、拙子面會、早速右覺悟之物語仕ひ處、兩人共大悅之様子こそ御座ひ。拙義も五千石之暮らしニも、朝夕之處こそ艱難辛苦仕ひへ共、當時居屋敷も無之、六ヶ年以前馬壹疋長持壹棹ニも上京之儘こひ間、何壹ツ道具も無之、浮浪同様之大名ニ御座ひ、御一笑可被下。右之通本家京坂之借用不殘引請、右相濟ひ迄ハ五千石之暮らしニも、拙義も參 内登 城共歩行ニも罷出、實ニ外聞惡敷姿ニひへ共、夫も不厭、又老躰こそ、雨天之節杯歩行難義至極こひへ共、全爲本家之辛苦仕ひ義と、尊公初川村并宇都宮城下領内之者、爲本家之盡力致し吳候と對し、拙も辛苦仕ひ義こそ御座ひ、宜敷御賢察可被下、右野州分知之分、收納五百石と前段之通本家借方こそ振向ケ、其餘は拙家借方こそ振向ケ、五六年も相立チひて大方片付可

申、其所ニ有壹萬石之暮らしニ相成可申と奉存也。夫迄之先ツ五千石之家と覺悟仕也、仍多ハ右野州領知之所也、兼と相願也通、御引請可被下。一躰本家を領内取扱方ハ惣多手重ニ有仕習ハし不宜、乍去七万石之高も御座也間、夫ニ有も相濟可申也へ共、拙者壹万石ニ有て手重ニ取斗也ハ、譬へハかゞゞま夢而已致し可申と奉存。且吉田精一郎義、本家役人と之間、居り合方如何可有之哉と、心配仕也廉も御座也間、此上之處宜敷御引請、簡易ニ下と難義不相成、領主之惠ミも其キ也様ニ相願也。委細川村へも申遣也。小子方勝手向之仕方也、京坂之借方細永ク實意ヲ盡し致返濟、以後公私之入用之收納ヲ以相暮らし、新之借財不致仕方ニ相立テ申也、只と五六年之辛抱肝要と奉存也。

一山陵之義其外小子精勤愚忠ヲ盡し也義、

天朝幕府へ追々貫通、當時也

天幕共大ニ御首尾宜相成申也。小子之申立ハ十二八九分ハ貫通也様ニ相成申也間、御安意可被下。此義也川村へも不申遣也間、御序也御咄し可被下。

一昨冬以來也實也御用多也、凡日數百日程之間、夜也子刻過、朝ハ卯ノ刻頃也片時も寸暇無之、右日數之間御用也一條數壹萬程也及也、

禁裡御附頭取御所向御委任也也實也よどり申也、此所也也

御所向御仕法ヲ立テ、夫也退引也心得也御座也、何卒首尾能退引ヲ相祈居也。將又每度被下物之御禮も、其時と不申上、當所ハ珍數品も無之不相變粗品呈上、只書狀差上も印迄也御座也。御一笑可被下。先つて旧冬以來御無



沙汰之申説時候伺旁如斯御座。以上。

三月廿九日 ○慶應  
三年

大 和 守

勘解由様

尙と折角時候御厭被成ひ様奉存ひ。次ニ小子宅何をも無異罷在ひ間、乍憚御安意可被下。きぬ糸いつゝも又  
と被仰下次第呈上仕ひ。凡壹ヶ年何程位之御入用ニハ哉、伺置ひへて心掛ケ追々相呈し申度ひ。以上。

大和守は年少にして木村某の養子となり、貧苦の味を知り抜いてゐる。一萬石の大名となつても、半分を借財の返済に充て、半分で生活することを忍んだ人である。彼と馬込との間に貸借關係のあつたことは、前記二通の書狀で明白であるが、明治以前の證文類は一通も存してゐない。「二四」は半切書に認めた勘定書で端裏書に未正月改（明治四年）とある。これを曾我野藩の勘定書と認めたは、現存してゐる同藩の證文は、後文に示す如く、すべて明治四年四月以後のもので、さうしてこの勘定書に見ゆる二口の借金はそれ以前に殆ど全部皆済となつて居ること、及び馬込家が宇都宮曾我野二藩以外に米金を調達した形迹のないことによる。甚だ物足らぬ證明ではあるが、若し然りとせば大和守の勤儉は壹萬兩餘の舊借を一掃したものとといへる。

〔二四〕勘定書 明治三年正月改 一通

（朱書）  
未正月改

九十匁口  
一八千七百兩

(マ、)  
六月の九月限

壬月共九ヶ月之利

千百七拾兩

(朱書)  
但壹ヶ月百三拾兩

貳兩口  
一四兩

壬十月の十二月限

三ヶ月之利

貳拾四兩

利貳口  
千百九拾四兩

(朱書)  
元以一万貳百九拾四兩

一金六千兩

十二月廿七日御返金

内千百九拾四兩利足引

殘四千八百六兩

内四千八百兩元入

六兩返上

引殘元金

四千三百

馬込勘解由(幸田)

十二月未正月貳ヶ月之利

百貳拾八兩

(朱書)  
但壹ヶ月六拾四兩貳分

元利御渡シ分

メ四千四百貳拾貳兩

未正月

一金五百兩

未正月受取

一金千兩

未正月廿七日受取

一金貳千兩

未正月晦日受取

メ九百廿八兩殘

右九百廿八兩之内

一金三百兩

未三月十三日受取

一五百五拾兩

未六月十三日受取

明治四年十二月馬込家から宇都宮藩に對する貸付金を東京府に届出でたと同時に、曾我野藩に對する貸付金をも届出でた。口上書は宇都宮藩の分と同一です。

〔二五〕曾我野藩の調達金取調書 辛未十二月中東京府に書上り寫 半紙假綴表紙共七枚

借用申金札之事

金札六百兩也 但百兩ニ付銀百匁之利

右之公務就要用、借用申處實正也。返濟之儀之當未七月限、元利共無相違返濟可致也。爲後日仍如件。

明治四未年四月

林 繁 次 郎

林 權 大 參 事

關 瀬 大 參 事

馬込彦一郎殿

(裏書)  
表書之通相違無之也。

忠至

この外金札六百兩・同千五百兩・同五百兩・同百兩の借用證文寫がある。本文は同體裁につき省略し、借用年月や返濟期限は別表に譲る。金額合計三千三百兩、利子は一列に百兩につき銀百匁といへば二割に當ります。この分は勿論新公債に立つて利子と共に馬込家へ渡されたが、利子は四分に減ぜられ、借用年月から明治四年十二月迄の分を計算してあります。

自分は御傳馬方に關する史料を得る見込で馬込家の書類を検討したが、不幸にして自分の希望の大いなるに反し、得る所は極めて少かつた。然し思掛けなくも同家が宇都宮藩及び曾我野藩に用立てた貸金證文の本書及び寫を發見してその顛末を研究發表するに至つた。

宇都宮曾我野兩藩に對する馬込家調達金の始終を表にすると左の通り、

債務者	金額	貸附年月	利率	返済期限	交付金額	利率	利子計算の期限	利子額
宇都宮藩	八〇、七九〇 <sup>兩</sup>	明治三、九 <sup>年月</sup>	無		一五、〇〇〇 三、一四〇	、〇四	明治四、七—四、一二 <sup>(半)</sup>	月二七五附 *五七
同	二、二四〇・三 <sup>兩分</sup>	明治三、九		明治三、一二				
曾我野藩	六〇〇	明治四、四	、二〇	明治四、七	六〇〇	、〇四	明治四、四—四、一二	一八
同	六〇〇	明治四、四	、二〇	明治四、七	六〇〇	、〇四	明治四、四—四、一二	一八
同	一、五〇〇	明治四、五	、二〇	明治四、九ノ一五	一、五〇〇	、〇四	明治四、五—四、一二	四〇
同	五〇〇	明治四、七	、二〇	明治四、七	五〇〇	、〇四	明治四、七—四、一二	一〇
同	一〇〇	明治四、七—九	、二〇	明治四、七ノ二〇	一〇〇	、〇四	明治四、七—四、一二	二
合計	八六、三三〇・三				二一、四四〇			*四二〇

\* 錢五百六十六文六分七厘といふ端數が附いてゐる。元利合計二萬一千八百六十圓五十六錢七厘の中二萬一千五百圓は五百圓の公債證書を以て、三百圓五十圓各々その金額の公債證書を以て、また残十圓五十圓六錢七厘に對し、現金六圓四十五錢七厘を交附せられた。

自分は嘗て大阪に居て維新前同地の富商家が多く大名貸をしてゐる事實を知り、社會上の階級が嚴存した時代において、武士が町人に屈したは全くこの點にありと思つた。然るに維新の大業は獨り政治上のみならず、經濟上にも社會上にも大變革を來たし、富商家の過半は潰れてしまつた。彼等が没落した原因は一にして足らずと雖も、武士に對する舊債券が完全に回收せられなかつたことは確にその一原因である。彼等の子孫が今尙大切に保存してゐる舊

時の貸金證文は回收の不完全を裏書するものといへよう。但し何故これを回收するを得なかつたかについては自分は  
在來殆ど知る所がなかつたが、馬込家の書類を見るに及んで始めてこれが氷解したため、その發表を敢てした譯であ  
る。宇都宮曾我野兩藩に關係ある人士中、或はこの發表を讀んで不快の感を抱かれるかも知れないが、自分の眞意が  
毛頭兩藩財政上の不如意を暴露するにあらざることを諒知せられたい。

(昭和十年四月再稿成)